

国家公安委員会規則第三号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第十一条及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十九号）第二条の規定に基づき、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月八日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則

（死体調査等記録書の作成）

第一条 警察署長は、法第四条第二項の規定による調査、第五条第一項の規定による検査、第六条第一項の規定による解剖又は第八条第一項の規定による身元を明らかにするための措置（次項において「調査等」という。）のうちいずれかを実施したときは、死体調査等記録書（別記様式第一号）を作成しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により死体調査等記録書を作成した後に新たな調査等を実施したとき又は法第十條の規定により死体を引き渡したときは、当該死体調査等記録書に所要の事項を追記しなければならない。

(簡易な器具)

第二條 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令第二條の国家公安委員会規則で定める簡易な器具は、体内から体液、尿その他の物を採取した場所において、単純な操作で速やかに同令第一條第三号に規定する薬物等を検出することができる器具とする。

(関係行政機関に対する通報事項)

第三條 法第九條の規定による通報は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 死亡の日時及び場所(不明のときは、推定の日時及び場所)
- 二 警察官が死体を発見し、若しくは発見した旨の通報を受け、又は警察署長が死体に関する法令に基づく届出を受けた日時

三 法第四條第二項、第五條第一項又は第六條第一項の規定による措置の結果明らかになった死因

四 通報する必要があると認められた理由

五 その他参考となるべき事項

2 法第九条の規定による通報を行ったときは、通報記録書（別記様式第二号）を作成しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

死 体 調 査 等 記 録 書					
1 認知の状況					
発見者(住居、職業、氏名及び年齢)					
発見日時	年	月	日午	時	分
発見場所					
発見時の状況					
届出者(住居、職業、氏名及び年齢)					
届出日時	年	月	日午	時	分
届出要旨					
2 死亡者					
死亡の日時(不明のときは、推定)					
	年	月	日午	時	分
死亡の場所(不明のときは、推定)					
本籍(国籍)、住居、職業、氏名、年齢及び性別(不詳のときは、人相、体格、推定年齢、特徴、着衣等)					
所持品					

7 検案

検案医師の氏名及び勤務先(又は住居)

検案結果

8 身元を明らかにするための措置(法第8条第1項)

実施の日時 年 月 日 午 時 分

実施の場所

実施者の氏名(医師等の場合は、氏名及び勤務先(又は住居))

措置の内容及び結果

9 引渡し(法第10条)

引渡日時 年 月 日 午 時 分

引渡実施者

引取者(住居、職業、氏名、年齢及び死亡者との続柄)

死因等の説明(説明内容、説明に対する引取者の申出等)

10 備考

- 記載要領
- 1 不要な欄は、斜線で消すこと。
 - 2 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

通 報 記 録 書

1 通報日時

年 月 日 午 時 分

2 通報実施者

3 通報先

4 通報した内容